

寡婦の就業援助に関する実情は握

— 結果報告書 —

昭和 54 年 11 月

労働省婦人少年局

は し が き

寡婦等就業援助対策については、職業訓練，雇用奨励金制度の充
実，職場適応訓練の実施等の諸施策が推進されているところですが，
これら施策をより一層効果あるものとするための基礎資料として，
寡婦の就業援助に関する諸制度を利用している事業主及び寡婦に対
する実情は握を実施しました。このほどその結果をとりまとめまし
たので業務の参考に供します。

昭和54年11月

労働省婦人少年局

目次

は し が き

寡婦の就業援助に関する実情は握について	1
実情は握結果の概要	3
Ⅰ 事業所について	3
1 対象事業所の概要	3
2 寡婦の雇用状況	4
3 中途採用する場合の条件	7
4 就業時間等に関する配慮	9
5 寡婦の雇用に関する感想等	10
6 制度の周知及び利用状況	13
Ⅱ 寡婦について	16
1 本人の状況	16
2 家族の状況	16
3 技能・資格の取得状況	17
4 取得を希望する技能・資格	22
5 寡婦になった当時とその後の就業状態	23
付 寡婦の就業援助に関する実情は握（A票—事業所用）	25
（B票—寡婦用）	29

寡婦の就業援助に関する実情は握について

1 目 的

寡婦の就業援助に関する諸制度を利用している事業所における寡婦の雇用の実情及び採用についての考え方並びに寡婦の技能・資格の取得の状況等については握し、今後の寡婦の就業援助業務をすすめる上の参考に資する。

2 範 囲

- (1) 地 域 全 国
- (2) 産 業 特に限定しない
- (3) 事 業 所 寡婦の就業援助に関する諸制度を利用して寡婦を雇用している民
営事業所 289事業所
- (4) 寡 婦 (3)の事業所に雇用されている寡婦で、公共職業訓練を受講した者
等 82名

3 実 施 時 期

昭和53年10月～昭和54年2月

4 実 施 機 関

労働省婦人少年局——婦人少年室

5 方 法

- (1) 別紙「寡婦の就業援助に関する実情は握 A・B票」(巻末)によって行う。
- (2) 婦人少年局、婦人少年室職員が事業所を訪問し対象者に面接聴取する。

6 は 握 事 項

- (1) 事 業 所

イ 寡婦の雇用状況と採用の理由

ロ 寡婦採用時の年齢制限の状況等

ハ 就業時間等について寡婦等に対して配慮している事項

ニ 寡婦の職業能力、勤務態度についての感想と今後の採用についての意見

ホ 寡婦の就業援助に関する諸制度の利用状況

ヘ その他

(2) 寡婦

イ 技能・資格の取得活用状況

ロ 寡婦になった当時から現在までの就業状況

ハ その他

実情は握結果の概要

I 事業所について

1 対象事業所の概要

調査を実施した事業所についてみると、産業別には製造業が43.3%で最も多く、次いでサービス業25.6%、卸売業、小売業、金融保険業、不動産業21.8%となっており、事業所規模では従業員30～99人が33.9%、29人以下が32.5%、100～299人が22.5%、300人以上が11.1%である(表I-1)。

表I-1 業種別、規模別対象事業所の割合

(%)

区 分	計	29人以下	30～99人	100～299人	300人以上
建設業	5.9 (17)	2.8	2.4	0.3	0.3
製造業	43.3 (125)	8.0	18.0	11.1	6.2
卸売業、小売業、金融・ 保険業、不動産業	21.8 (63)	9.3	5.8	5.5	1.0
運輸・通信業、電気 ガス・水道・熱供給業	3.4 (10)	0.3	1.3	0.7	1.0
サービス業	25.6 (74)	12.1	6.2	4.8	2.4
計	100.0 (289)	32.5	33.9	22.5	11.1

注) ()の数値は実数である(以下の表も同じ)。

2 寡婦の雇用状況

(1) 採用年令

昭和50年以降に採用した寡婦の採用年令は、30才代が48.0%と最も多く約半数を占めており、次いで40才代が27.9%と30才代～40才代で採用されたものが、全体の7割をこえている(表I-2)

表I-2 寡婦等の採用年令別事業所の割合

(%)

計	20才代以下	30才代	40才代	50才代以上
100.0 (512)	17.8	48.0	27.9	6.3

(2) 採用経路

採用経路については、公共職業安定所の紹介によるものが多く、65.6%を占めており、その他に新聞等の募集公告に本人が直接応募してきたもの(11.5%)、知人等の紹介によるもの(8.6%)、関連企業からのもの(8.4%)などもある(表I-3)。

表I-3 寡婦等の採用経路別事業所の割合

(%)

計	公共職業安定所	関連企業	新聞・募集広告	知人・縁故	福祉事務所等	不明
100.0 (512)	65.6	8.4	11.5	8.6	2.9	2.9

(3) 雇用形態

採用時及び現在の雇用形態については、採用時から現在まで常雇であるものが93.6%と圧倒的に多い。採用時と現在で雇用形態に変化がないものは、96.5%と9割をこえており、一方、採用時に臨時日雇であったが、一定の期間を経て常雇に変えたものは2.9%である(表I-4)。

表I-4 寡婦等の雇用形態別事業所の割合

(%)

計	常雇→常雇	臨時日雇 →臨時日雇	臨時日雇→常雇	常雇→臨時日雇
100.0 (512)	93.6	2.9	2.9	0.6

(4) 就労形態

就労形態についてみると、採用時から現在まで変化がないものが98.4%であり、その9割をこえるものが採用時から現在までフルタイムである(表I-5)。

表I-5 寡婦等の就労形態別事業所の割合

(%)

計	フルタイム →フルタイム	パートタイマー →パートタイマー	パートタイマー →フルタイム	フルタイム →パートタイマー
100.0 (512)	94.3	4.1	1.0	0.6

(5) 仕事の内容

寡婦等が従事している仕事の内容をみると、技能工・生産工程作業者が38.9%を占め最も多く、次いで事務従事者が27.1%、サービス職業従事者19.5%となっている(表I-6)。就業形態と同様に、職種についても、採用時から現在まで同一の仕事に従事している者が多い。

表I-6 仕事の内容

(%)	
専門的・技術的職業従事者	5.3
事務従事者	27.1
販売従事者	5.3
技能工・生産工程作業者	38.9
サービス職業従事者	19.5
その他	3.9
計	100.0 (512)

(6) 寡婦を採用した理由

寡婦を採用した理由についてみると、「寡婦ということを配慮した」が35.6%、「寡婦ということを配慮したわけではない」が74.4%となっている。「寡婦であることを配慮したわけではない」事業所の採用理由は、「本人の健康、性格等から判断した」(22.8%)、「技能・資格がある」(18.0%)、「安定所から紹介された」(12.8%)をあげている(表I-7)。

表I-7 寡婦を採用した理由(M.A)

寡婦ということを配慮した					寡婦ということを配慮したわけではない				
計	制度を利用できる	安定所からたのまれた	縁故・関連企業からたのまれた	その他	計	技能・資格がある	その他	安定所から紹介された	本人の健康・性格等から判断
35.6 (106)	6.6	15.2	7.3	6.6	74.4 (215)	18.0	56.4	12.8	22.8

3 中途採用する場合の条件等

(1) 年令制限の有無

事業所が従業員を中途採用する場合の年令制限についてみると、寡婦に対しては、「一律に年令制限あり」が45.3%(一般女子46.0%)、「職種によって異なる」が21.8%(一般女子22.2%)であり、「年令制限なし」は29.4%(一般女子28.0%)と一般女子に比べ、寡婦に対して年令制限する事業所の割合が若干低くなっている(表I-8)。

表I-8 中途採用する場合の年令制限の有無

区 分	あ り		な し	中途採用なし
	一 律 に	職種によって異なる		
一 女 般 子	46.0	22.2	28.0	3.8
寡 婦	45.3	21.8	29.4	3.5

また、これらの年令制限を職種等に関わりなく「一律に」設けているものの内

訳をみると、40～49才が16.6%（一般女子15.9%）、50～59才が12.5%（一般女子11.1%）、30～39才が10.7%（一般女子12.1%）と一般女子に比べ、若干制限年令が高い傾向にある（表I-9）。

表I-9 年令制限の内訳

(%)

区 分		29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	上限なし
一 般 女 子	一 律 に	4.2	12.1	15.9	11.1	2.8	
	資格・免許を要する職業	0.7	1.7	3.1	2.1	0.3	0.3
	雑役・そうじ婦・料理人等サービス職業	1.0	1.7	3.8	4.8	1.4	1.0
	一 般 事 務	4.5	5.2	4.5	1.0	—	0.3
	技能工・生産工程作業	1.7	2.1	3.8	2.1	—	0.3
	管理的職業	0.3	—	0.3	0.3	0.3	1.4
	販 売	0.7	1.7	0.7	—	—	0.3
	そ の 他	0.3	1.0	0.3	0.3	—	—
寡 婦	一 律 に	2.4	10.7	16.6	12.5	3.1	
	資格・免許を要する職業	0.7	1.7	3.5	2.1	0.3	0.7
	雑役・そうじ婦・料理人等サービス職業	0.3	1.0	3.8	4.8	1.4	1.4
	一 般 事 務	3.1	5.9	5.2	1.4	—	0.3
	技能工・生産工程作業	1.0	1.0	3.5	2.1	—	0.3
	管理的職業	—	—	0.3	—	0.3	0.3
	販 売	0.7	2.1	0.3	—	—	0.3
	そ の 他	—	1.0	0.3	0.3	—	0.3

(2) 乳幼児（学令前）を有する者の採用の可否

中途採用する場合の採用条件として乳幼児（学令前）を有する者の可否についてみると、寡婦に対しては「可」とするものが91.0%（一般女子88.2%）であり、一般女子に比べ「可」とする事業所の割合は若干高くなっている（表I-10）。

なお、採用時における学令前の子供の有無をみると、59.8%が学令前の子供を有していなかった（表I-11）。

表I-10 乳幼児（学令前）を有する者の採用の可否

(%)

一 般 女 子		寡 婦	
可	不 可	可	不 可
88.2	11.8	91.0	9.0

表I-11 学令前の子供の有無

(%)

計	有	無
100.0 (512)	40.2	59.8

4 就業時間等に関する配慮

就業時間等についてどのような配慮がなされているかをみると、学校、保育園（授業参観日、PTA会合等）関係行事に出席する場合の休暇を年次有給休暇以外に有給で認めている事業所は、寡婦が10.0%（一般女子9.0%）となっており、また子供が病気の際の休暇を年休以外に認めている事業所は、9.7%（一般女子9.0%）といずれも約一割程度である。

保育施設へ子供を預けている者に対して、他の者より早い退社を認めている事業所は、15.6%（一般女子14.9%）となっている。また女子を定時終業の仕事に配置しているかについてみると、78.6%（一般女子76.8%）が「配置している」としており、就業時間等に関する配慮のうち、最も高率となっている（表Ⅰ-12）。

表Ⅰ-12 就業時間等に関する配慮

(%)

区 分	一般女子		寡 婦	
	い る	いない	い る	いない
子供の教育等に関する年休以外の有給休暇				
学校・保育園（授業参観日、PTA会合等）関係行事	9.0	91.0	10.0	90.0
予 防 接 種	8.0	92.0	9.0	91.0
病 気	8.7	91.3	9.7	90.3
年休は基準法に定める日数を超過しているか	26.0	74.0	26.6	73.4
保育施設へ子供を預けている者の他の者より早い退社を認めているか	14.9	85.1	15.6	84.4
定時終業の仕事に配置しているか	76.8	23.2	78.9	21.1
居住地から近い職場に配置しているか	53.6	36.0	55.4	34.2

（注）居住地から近い職場に配置しているかについては、該当なしが各々10.4%あった。

5 寡婦の雇用に関する感想

(1) 仕事を遂行する能力、意欲等について

寡婦を雇用した当時から現在にいたるまでの過程で、仕事を遂行する能力、意欲等に関して事業主がどのような感想をもったかについてみると、良い点としてあげられていることのうち最も多いのが「真面目」で70.9%、これに次いで「責任感がある」が51.6%、「意欲的」39.8%、「どんな仕事でもいやがら

ずにやる」37.7%などとなっており、寡婦の仕事を遂行する能力、意欲等を高く評価している。反面、悪い点としてはわずかではあるが、「仕事ののみこみが遅い」6.2%、「職場に適応しにくい（心理的）」5.9%等があげられる（表Ⅰ-13）。

表Ⅰ-13 仕事を遂行する能力、意欲等について（M.A）

(%)

良 い 点	真面目	70.9
	責任感がある	51.6
	社会経験に基づく基礎知識が豊富	18.0
	意欲的	39.8
	落ち着きがある	29.8
	よく気がつく	27.0
	根気がよい	32.9
	よく訓練されているのですぐ使える	12.8
	どんな仕事でもいやがらずにする	37.7
悪 い 点	その他	5.2
	家庭中心で仕事に対する意欲がない	5.5
	仕事ののみこみが遅い	6.2
	仕事をより好みする	3.1
	ミスが多い	3.8
	職場に適応しにくい（心理的）	5.9
	訓練を受けているのに仕事が出来ない	1.0
	その他	8.3

(2) 勤務状況（遅刻、早退、欠勤等）について

勤務状況に関する感想についてみると、良い点として「無断で休むことはほと

んどない」が63.3%となっており、「やむを得ない場合以外はあまり休まない」が49.1%、「遅刻・早退はほとんどない」が43.3%となっており、その勤務状況に良い評価をしている事業主が多い。

また、悪い点としては「突発的に休むことが多い」が17.0%、「残業、当直勤務ができない」が13.5%となっている（表Ⅰ-14）。

表Ⅰ-14 勤務状況（遅刻、早退、欠勤等）について

(%)		
良 い 点	無断で休むことはほとんどない	63.3
	やむを得ない場合以外はあまり休まない	49.1
	遅刻・早退はほとんどしない	43.3
	その他	4.2
悪 い 点	突発的に休むことが多い	17.0
	残業、当直勤務ができない	13.5
	欠勤率が高い	8.3
	無断欠勤が多い	0.3
	遅刻・早退をよくする	6.6
	その他	5.9

(8) 今後における寡婦の採用の有無

今後の寡婦の採用については、「採用する」とした事業所は22.8%、「採用しない」という事業所は2.1%であり、一方、「寡婦ということにこだわらない」で採用する事業所は75.1%と約8割にのぼっている（表Ⅰ-15）。

表Ⅰ-15 今後寡婦を採用するか

(%)	
採用する	22.8
採用しない	2.1
寡婦ということにこだわらない	75.1

(4) 50年度以降採用の寡婦のうち退職者の有無

昭和50年度以降採用した寡婦で、退職した者がいるかどうかについてみると、「いる」事業所は25.6%である。その退職理由は自己都合によるものが23.9%、そのうち、「家族、本人の病気等のため」9.3%が主なものである（表Ⅰ-16）。

表Ⅰ-16 50年度以降採用の寡婦のうち退職者の有無

計		100.0 (289)
い る	解雇	25.6
	契約期間の満了	1.7
	自己都合	0.7
	労働条件に不満	23.9
	家族・本人の病気等	2.8
	その他	9.3
	その他	12.8
いない		72.7
わからない		1.7

(M.A)

また、自己都合のうちその他の理由の中には、本人の再婚により退職したものが4.8%（14件）あった。

6 制度の周知及び利用状況

(1) 寡婦等雇用奨励金制度

寡婦等雇用奨励金制度の周知及び利用状況についてみると、「知っている」が88.6%、このうち利用したことがあるは86.5%を占めている。

また、今後本制度を「利用したい」と考えているものは59.9%であり、「利用したくない」と考えているものは2.8%と極めて少ない（表Ⅰ-17-①）。

制度の周知方法については、「公共職業安定所の窓口で」知ったものが多く 85.2%を占めており、「広報紙，リーフレット等」によるものは10.4%である（表Ⅰ-17-②）。

また，本制度を利用した理由については，「安定所で勧められたから」は89.2%である（表Ⅰ-17-③）。

表Ⅰ-17-①（周知及び利用状況）

知っている	88.6(256)
利用したことがある	86.5(250)
利用したことがない	2.1(6)
知らない	11.4(33)
利用した	59.9(173)
利用したくない	2.8(8)
わからない	37.4(108)

表Ⅰ-17-②（制度の周知方法）（M.A）

公共職業安定所の窓口で	85.2(218)
広報紙，リーフレット等で	10.4(30)
その他	7.6(22)

表Ⅰ-17-③（利用した理由）（M.A）

安定所ですすめられた	89.2(223)
賃金の一部にあてられる	6.0(15)
その他	6.4(16)

(2) 職場適応訓練制度

職場適応訓練制度の周知及び利用状況については，「知っている」が38.1%を占めているが，「利用したことがある」は3.1%と少ない。

また，今後本制度を「利用したい」と考えているものは21.1%，「利用したくない」と考えているものは18.3%である（表Ⅰ-18-①）。

制度の周知方法については，「公共職業安定所の窓口で」知ったものが65.5%，「広報紙，リーフレット等」によるものが22.7%となっている（表Ⅰ-18-②）。

表Ⅰ-18-①（周知及び利用状況）

知っている	38.1(110)
利用したことがある	3.1(9)
利用したことがない	34.9(101)
知らない	61.9(179)
利用したい	21.1(61)
利用したくない	18.3(53)
わからない	60.6(175)

表Ⅰ-18-②（制度の周知方法）（M.A）

公共職業安定所の窓口で	65.5(72)
広報紙，リーフレット等	22.7(25)
その他	11.8(13)

表Ⅰ-18-③（利用した理由）（M.A）

安定所ですすめられた	88.9(8)
訓練をすれば，他の従業員との差なく仕事ができると思ったので	—
訓練期間中賃金を支払わなくてすむ	11.1(1)
その他	—

Ⅱ 寡婦について

1 本人の状況

(1) 年齢構成

調査対象者の年齢は、30代が最も多く65.9%、次いで20代の17.1%となっており、40才以上は2割に満たない(表Ⅱ-1)。

また、寡婦になった当時の年齢は20代が最も多く51.2%、30代が42.7%とこれに次いでおり、子供の保育、教育に手のかかる年代の者が大部分である(表Ⅱ-2)。

表Ⅱ-1 寡婦の年齢構成

(%)

計	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上
100.0	17.1	65.9	15.9	1.2
(82)	(14)	(54)	(13)	(1)

注) ()の数值は実数である(以下の表も同じ)。

表Ⅱ-2 寡婦になった年齢別状況

(%)

計	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～44歳	45歳～54歳	55歳以上
100.0	51.2	42.7	3.7	2.4	—
(82)	(42)	(35)	(3)	(2)	

2 家族の状況

(1) 家族概況

家族数は、調査対象者を含め平均2.6人である。子供の数は平均1.5人であり、1人の者が61.0%と最も多く、次いで2人が32.9%となっており、3人以上は6.1%と最も少ない。

また、親を扶養している者は17.1%、その他の家族を扶養している者は4.9%となっている(表Ⅱ-3)。

表Ⅱ-3 子供の人数、親の扶養の有無別状況

(%)

計	子供の人数			親を扶養している	その他の家族を扶養している
	1人	2人	3人以上		
100.0	61.0	32.9	6.1	17.1	4.9
(82)	(50)	(27)	(5)	(14)	(4)

(2) 学令前の子供の保育

調査対象者のうち、学令前の子供を有している者は46.3%、うち、技能・資格を取得する間、子供を保育所、幼稚園に預けた者が63.2%と最も多く、家族、他家に預けた者は44.7%である。家族や他家に預けた者のうち、保育所に入所希望したが入所できなかった者は16.9%で、他の者は、家族に保育する者がいた等によって保育所に入所を希望しなかった者である(表Ⅱ-4)。

表Ⅱ-4 学令前の子供の保育

(%)

	計	保育所・幼稚園に預けた	二重保育をした	家族・他家に預けた				
				保育所に入所希望したが入所できず	保育所に入所希望しなかった	その他	不 明	
計	100.0 (38)	63.2 (24)	—	44.7 (17)	16.7 (4)	16.7 (4)	29.2 (7)	8.3 (2)

3 技能・資格の取得状況

(1) 仕事に活かしている技能、資格

取得している技能、資格の現在の仕事の活用状況をみると、95.1%が現在の

仕事に活かしていると答えている。これらの技能、資格のうち、珠算・簿記、医療、一般事務等に関連したものが約半数（47.9％）を占め最も多く、洋裁・編物、（9.6％）、調理士等調理関係（8.5％）、タイプ・植字印刷（7.4％）がこれに次いでいる（表Ⅱ－5）。

第Ⅱ－5 技能・資格等の取得状況

（％）

科目数	看護婦 准々 看護助手	調理士 等調理 関係	タイプ、 植字印 刷	珠算、簿 記、医療、 一般事務 等	理容師 美容師	車の運 転免許	製図 トレース 等	洋裁 編物	その他
100.0 (94)	5.3 (5)	8.5 (8)	7.4 (7)	47.9 (45)	3.2 (3)	4.3 (4)	5.3 (5)	9.6 (9)	8.5 (8)

また、これらの技能・資格を取得した受講施設等は、公共職業訓練施設が最も多く62.2％とその6割を占めており、専修学校・各種学校13.4％、事業所でその職務に従事しながら等を含むその他が19.5％となっている（表Ⅱ－6、7）。

表Ⅱ－6 技能・資格等の取得方法

（％）

計	注） 学 校	公共職業 訓練施設	専修学校 各種学校	そ の 他
100.0 (82)	4.9 (4)	62.2 (51)	13.4 (11)	19.5 (16)

注） 学校教育法による学校

表Ⅱ－7 技能・資格等の取得に要した期間

（％）

計	3カ月未満	3カ月～ 6カ月未満	6カ月～ 1年未満	1年以上	不 明
100.0 (82)	12.2 (10)	12.2 (10)	35.4 (29)	29.3 (24)	10.9 (9)

技能・資格の取得に要した期間は、「6カ月～1年未満」が35.4％、1年以上が29.3％と6カ月以上の比較的長期の期間を訓練に要している者が6割を占めている（表Ⅱ－7）。また、技能・資格を取得した時期をみると、寡婦になってから取得した者が70.7％を占めている（表Ⅱ－9）。

技能・資格等を取得する間の家計維持をどのように行ったかをみると、「訓練手当」が73.3％と極めて高い割合を占めており、次いで「実家からの仕送り」23.3％、「預貯金の引出し」21.7％となっている（表Ⅱ－8）。

表Ⅱ－8 技能・資格を取得する間の家計の維持方法(M.A.)

（％）

計	訓練手当	預貯金の 引 出 し	内職等の 勤労収入	実家から の仕送り	不 動 産 収 入	家族等の 勤労収入	そ の 他
100.0 (82)	73.3 (44)	21.7 (13)	1.7 (1)	23.3 (14)	3.3 (2)	11.7 (7)	45.0 (27)

表Ⅱ－9 技能・資格の取得時期

（％）

計	寡婦等になる以前	寡婦等になった以後	不 明
100.0 (82)	23.2 (19)	70.7 (58)	6.1 (5)

(2) 公共職業訓練をどのようにして知ったか。

公共職業訓練施設において技能・資格等を取得した者が公共職業訓練をどのようにして知ったかをみると、家族、知人等を介して知ったものが23.5%と最も多く、次いで公共職業安定所の窓口21.6%、テレビ、新聞等19.6%、広報紙リーフレット17.6%となっている(表Ⅱ-10)。

表Ⅱ-10 公共職業訓練をどのようにして知ったか (％)

計	公共職業安定所の窓口	広報紙リーフレット	その他			不明
				家族、知人等	テレビ、新聞等	
100.0	21.6	17.6	56.9	23.5	19.6	3.9
(51)	(11)	(9)	(29)	(13)	(10)	(2)

(3) 技能・資格等を取得した理由

技能・資格等を取得した理由としては、「安定した職業に就きたいため」が最も多く42.7%、次いで「長期間働くつもりだから」34.5%、「無技能、無資格は就職した場合、低収入だから」24.4%となっており、より高収入・より安定した職業に就くために技能・資格を取得している者が多い。また、「訓練手当をもらいながら技能を身につけられるから」は20.7%となっている(表Ⅱ-11)。

表Ⅱ-11 技能・資格を取得した理由(M.A)

(％)

計	安定した職業につきたい	無技能・無資格は就職した場合、低収入だから	今後長期間働くつもりだから	訓練手当をもらいながら技能を身につけられるから	希望する就職先がないので	その他	不明
100.0	42.7	24.4	34.5	20.7	3.7	6.1	4.9
(82)	(35)	(20)	(29)	(17)	(3)	(5)	(4)

現実に、技能・資格等の取得が仕事の内容、身分の安定、労働条件の向上等に活かされたと寡婦が考えているかどうかをみると、「技能、資格を活かした仕事につけた」と考えている者69.5%、「技能・資格を取得したことによって正社員として採用された」者が36.6%、「定時終業の仕事につけた」者が25.6%、比較的高収入の仕事につけた」者が12.2%と、技能・資格を取得したことがプラスに作用していると評価している。一方、「技能・資格を身につけたが就職口がなく、技能・資格に関連のない仕事についている」、「技能・資格を身につけたことによって、労働条件のよい仕事につけたとは思えない」というマイナス評価をする者は各々8.5%と極めて少ない(表Ⅱ-12)。

表Ⅱ-12 技能・資格の取得が仕事の内容・身分の安定・労働条件の向上等に活かされたか

(％)

計	技能・資格を活かした仕事につけた	比較的高収入の仕事につけた	定時終業の仕事につけた	正社員として採用された	技能・資格を身につけたが、就職口がなく、技能・資格に関連のない仕事についている	技能・資格を身につけたことによって、労働条件のよい仕事につけたとは思えない	その他	不明
100.0	69.5	12.2	25.6	36.6	8.5	8.5	7.3	4.9
(82)	(57)	(10)	(21)	(30)	(7)	(7)	(6)	(4)

また、技能・資格を取得したことに対する感想としては、「訓練期間中は大変だったが、今となるとよかったと思う」と技能・資格を取得したことを高く評価している者は7割にのぼり、一方、「苦勞したわりには技能が身につかず積極的によかったとは思わない」とマイナス評価をしている者は3.7%と極めて少ない(表Ⅱ-13)。

表Ⅱ-13 技能・資格を取得したことをどのように考えるか

(%)

計	訓練期間中は大変だったが、今となるとなるとよかったと思う	苦勞したわりには技能が身につかず、積極的によかったとは思わない	その他	不明
100.0 (82)	68.3 (56)	3.7 (3)	24.4 (20)	3.7 (4)

4 取得を希望する技能・資格

(1) 技能・資格の取得希望種目

今後、職業のための技能・資格を身につけたいと考えている者は57.3%と6割近くの者が、将来において技能・資格の取得を希望を希望しており、取得希望種目としては、「珠算、簿記、医療事務等」事務に関連した種目が29.8%と最も多く、次いで「調理士、栄養士」19.1%、「洋裁、和裁、編物、手芸等」17.0%、「車の運転免許」17.0%となっている(表Ⅱ-14)。

表Ⅱ-14 技能・資格等の取得希望種目

(%)

計	司法書士	看護婦 保健婦	保母	調理士 栄養士	珠算 簿記 医療事務等	洋裁 和裁 編物 手芸等	車の 運転 免許	その他
100.0 (47)	2.1 (1)	2.1 (1)	2.1 (1)	19.1 (9)	29.8 (14)	17.0 (8)	17.0 (8)	23.4 (11)

5 寡婦になった当時とその後の就業状態

(1) 寡婦になった当時の就業状態

寡婦になった当時就業していた者は26.8%にすぎず、76.8%の者が就業していない。しかし、就業していなかった者全員が寡婦になって以後、新たに就業している。寡婦になった当時就業していた者の職種をみると、「事務従事者」及び「サービス職業従事者」が各々27.3%でこの2職種で全体の約60%を占めている。「専門的、技術的、管理的職業従事者」、「販売従事者」、「技能工・生産工程作業員」は、各々9.1%である(表Ⅱ-16、17)。

表Ⅱ-16 寡婦になった当時とその後の就業の有無と従業上の地位

(%)

計	寡婦になった当時の就業の有無						その後の就業の有無	
	あり					なし		
		雇用 労働者	自営 業主	家族 従業者	内職者		あり	なし
100.0 (82)	26.8 (22)	24.3 (20)	—	—	2.4 (2)	73.2 (60)	73.2 (60)	—

表Ⅱ-17 寡婦になった当時の職種

(%)

計	専門的 技術的 管理的 職業 従事者	事務 従事者	販売 従事者	運輸・ 通信 従事者	技能工・ 生産工程 作業員	サービス 職業 従事者	その他
100.0 (22)	9.1 (2)	27.3 (6)	9.1 (2)	—	9.1 (2)	27.3 (6)	13.6 (3)

(2) 現在までの転職経験の有無

現在までに転職の経験のある者は、全体の61.0%である。そのうち、転職経験1回の者が40.2%、2回が17.1%、3回以上が3.7%となっており、1回の者が最も多い。

また、転職経験を寡婦になった当時就業していた者についてみると、95.5%が転職の経験があり、寡婦等になった後就業した者の転職経験者の割合(48.3%)に比べ約2倍の高さを示している。

表Ⅱ-18 現在にいたるまでの転職状況

就 業 の 時 期	計	転 職 あ り	転 職			転 職 な し
			1 回	2 回	3回以上	
計	1000 (82)	610 (50)	40.2 (33)	17.1 (14)	3.7 (3)	39.0 (32)
寡婦になった当時就業していた者	1000 (22)	95.5 (21)	59.1 (13)	31.8 (7)	4.5 (1)	4.5 (1)
寡婦になった後就業した者	1000 (60)	48.3 (29)	33.3 (20)	11.7 (7)	3.3 (2)	51.7 (31)

(%)

秘

寡婦の就業援助に関する実情は握

(A票-事業所用)

労働省婦人少年局

婦 人 少 年 室	
調査年月日	年 月 日
調査担当者	

1 事業所に関する事

1. 名 称	2. 事業所 番 号	5. 総労働 者 数	常 雇	臨時・日雇	5. 事業所の派遣者の所属 役職名・氏名
3. 所在地	TBL	合 計			
4. 主 要 事業内容		男			
		女			内 線 ()

II 寡婦の雇用状況に関する事 (採用時からひきつづき現在も寡婦である者で寡婦の就業援助に関する諸制度を利用しないで採用した者も含む)

問1. 昭和50年以降採用した寡婦の年齢、採用経路、雇用形態、証券形態、仕事の内容等について採用時から現在までの状況についてお答え下さい。

事例 番号	採用年齢	採用経路	雇用形態		就労形態		仕事の内容の概略				学令前の子供の 有無(採用時)	寡婦にな った理由
			採用時	現在	採用時	現在	採用時		現在			
1	1. 20代以下	1. 公共職業安定所	1. 常雇	1. 常雇	1. フル タイム	1. フル タイム	具体的な内容		具体的な内容		1. あ り 2. な し	1. 死 別 2. 離 別 3. その他
	2. 30代	2. 関連企業	2. 臨時 雇	2. 臨時 雇	2. パート タイム	2. パート タイム	職業分類		職業分類			
	3. 40代	3. その他	変えた理由		変えた理由		変えた理由					
	4. 50代以上	(具体的に)										
2	1. 20代以下	1. 公共職業安定所	1. 常雇	1. 常雇	1. フル タイム	1. フル タイム	具体的な内容		具体的な内容		1. あ り 2. な し	1. 死 別 2. 離 別 3. その他
	2. 30代	2. 関連企業	2. 臨時 雇	2. 臨時 雇	2. パート タイム	2. パート タイム	職業分類		職業分類			
	3. 40代	3. その他	変えた理由		変えた理由		変えた理由					
	4. 50代以上	(具体的に)										
3	1. 20代以下	1. 公共職業安定所	1. 常雇	1. 常雇	1. フル タイム	1. フル タイム	具体的な内容		具体的な内容		1. あ り 2. な し	1. 死 別 2. 離 別 3. その他
	2. 30代	2. 関連企業	2. 臨時 雇	2. 臨時 雇	2. パート タイム	2. パート タイム	職業分類		職業分類			
	3. 40代	3. その他	変えた理由		変えた理由		変えた理由					
	4. 50代以上	(具体的に)										

問2. 寡婦を採用した理由についてお聞かせ下さい。

- (1) 寡婦ということを選んだ。
- イ. 雇用奨励金制度、あるいは職業適応訓練制度を利用できる。
 - ロ. イ以外で公共職業安定所から頼まれた。
 - ハ. 縁故で採用した。又は関連企業から頼まれた。
 - ニ. その他(具体的に)
- (2) 寡婦ということを選ばなかった。
- イ. 技能・資格がある。
 - ロ. その他(具体的に)

問3. 中途採用する場合、年齢制限がありますか。ある場合その上限は何歳ですか。又その理由は何ですか。

		一 般 女 子	事 業 婦 女	男 子
常 雇	(1) 上限あり (理由)	(1)	(1)	(1)
	イ、一律に	イ、	イ、	イ、
	ロ、職種等によって異なる	ロ、	ロ、	ロ、
	(1) 資格・免許を必要とする 職業	(1)	(1)	(1)
	(2) 経歴・そのほか・料理人 等サービス職業	(2)	(2)	(2)
	(3) 一般事務	(3)	(3)	(3)
	(4) 技能工・生産工程作業	(4)	(4)	(4)
	(5) 管理的職業	(5)	(5)	(5)
	(6) 販売	(6)	(6)	(6)
	(7) その他(具体的に)	(7)	(7)	(7)
雇 時	(2) 上限なし	(2)	(2)	(2)
	(3) 中途採用なし	(3)	(3)	(3)
	(4) 上限あり (理由)	(4)	(4)	(4)
雇 用	イ、一律に	イ、	イ、	イ、
	ロ、職種等によって異なる	ロ、	ロ、	ロ、
	(1) (具体的に)	(1)	(1)	(1)
	(2) (具体的に)	(2)	(2)	(2)
	(3) 上限なし	(3)	(3)	(3)

問4. 中途採用する場合、年齢以外の採用条件についてお聞かせ下さい。

	乳幼児(学令前)を有する者	その他(具体的に)	その他(具体的に)
一般女子	(1) 可 (2) 不可	(1) 可 (2) 不可	(1) 可 (2) 不可
事 婦	(1) 可 (2) 不可	(1) 可 (2) 不可	(1) 可 (2) 不可

理 由 ()

問5. 就業時間等に関する次のことについてどのように配慮していますか。

	一 般 女 子	事 業 婦 女
(1) 子供の教育等に関する次のことについて、年次有給休暇以外に有給で認めていますか。 イ、学校・保育園(授業参観日、PTA会合等)関係行事 ロ、予防接種 ハ、病 気	(1) いる (2) いない (1) いる (2) いない (1) いる (2) いない	(1) いる (2) いない (1) いる (2) いない (1) いる (2) いない
(2) 年次有給休暇は労働基準法で定められている日数を超えて与えていますか。	(1) いる (2) いない	(1) いる (2) いない
(3) 保育施設に子供を預けている者には、他の社員より早い退社(あるいは遅い出勤)を認めていますか。	(1) いる (2) いない	(1) いる (2) いない
(4) 定時終業の仕様に配慮していますか。	(1) いる (2) いない	(1) いる (2) いない
(5) 居住地から近い職場に配置していますか。	(1) いる (2) いない	(1) いる (2) いない
(6) その他(具体的に)	(1) いる (2) いない	(1) いる (2) いない

問6. 事婦を雇用した当時から現在にいたるまでの過程で、下記事項についての感想をお聞かせ下さい。

(1) 仕事を遂行する能力・意欲等について

イ、良い点

- (1) 真面目
- (2) 責任感がある。
- (3) 社会経験に基づく基礎知識が豊富であり、仕事に活かせる。
- (4) 意欲的
- (5) 落ちつきがある。
- (6) よく気がつく。
- (7) 根気が良い。
- (8) よく訓練されているので、すぐ使える。
- (9) どんな仕事でもいやがらずにする。
- (10) その他(具体的に)

ロ、悪い点

- (1) 家庭中心で、仕事に対する意欲がない。
- (2) 仕事のみこみが遅い。
- (3) 仕事をより好みする。
- (4) ミスが多い。
- (5) 職場に適応しにくい(心理的に)
- (6) 訓練を受けているのに仕事をこなせない。
- (7) その他(具体的に)

(2) 勤怠状況(遅刻・早退・欠勤等)について

イ、良い点

- (1) 無断で休むことはほとんどない。
- (2) 子供の病気など、やむを得ない場合には突発的に休むこともあるが、その後はあまり休まない。
- (3) 遅刻や早退をほとんどしない。
- (4) その他(具体的に)

ロ、悪い点

- (1) 子供の病気など突発的に休むことが多い。
- (2) 残業・当直勤務ができない。
- (3) 欠勤率が高い。
- (4) 無断欠勤が多い。
- (5) 遅刻や早退をよくする。
- (6) その他(具体的に)

問7. 今後、事婦を採用しますか。

イ、採用する ロ、採用しない ハ、事婦ということにはこだわらない

問8. 昭和50年以降採用した事婦で、やめた者はいますか。その理由は何ですか。

- (1) いる。理由 1. 解 雇 (具体的に)
- (2) いない。 2. 契約期間の満了
- (3) わからない。 3. 自己都合
- (4) 労働条件に不満
- (5) 家族・本人の病気等
- (6) その他(具体的に)

問9. 寡婦の就業援助に関する次の制度を知っていますか。利用したことがありますか。また、今後利用したいと思いますか。

	知っている		知らない	利用したい	利用したくない	わからない
	利用したことがある	利用したことがない				
寡婦等雇用奨励金						
職場適応訓練						

どのようにしてお知りになりましたか

寡婦等雇用奨励金	(1) 公共職業安定所の窓口で (2) 広報紙、リーフレット等 (3) その他
職場適応訓練	(1) 公共職業安定所の窓口で (2) 広報紙、リーフレット等 (3) その他

なぜ利用したのですか

寡婦等雇用奨励金	(1) 公共職業安定所ですめられたから (2) 雇用奨励金分を賃金の一部にあてられるので (3) その他()
職場適応訓練	(1) 公共職業安定所ですめられたから (2) 訓練をすれば、他の従業員との差なく仕事ができると思ったので (3) 訓練期間中賃金を支払わなくてすむので (4) その他()

問10. その他、ご意見がありましたらお聞かせ下さい。

秘

寡婦の就業援助に関する実情は握

(B票 - 寡婦用)

労働省婦人少年局

婦人少年室	
調査年月日	
調査担当者	

I. あなた自身について、お聞かせ下さい。

(1) 氏名		(4) 事業所番号		(5) 事例番号	
(2) 年令	オ	(6) 家族状況	イ 本人との関係 ロ 年令	(7) 事例番号	ロ
(3) 寡婦になった年令	オ				

II. 技能・資格の取得状況について

問1. 現在、技能・資格を持っていらっしゃいますが、そのうち仕事に活かしている技能等は何ですか。それは、いつ、どのようにして取得されましたか。

- (1) 技能・資格の種類 科
- (2) 訓練(勉強)受講施設 イ. 公共職業訓練施設(委託訓練を含む)
ロ. その他(具体的に)
- (3) 訓練(勉強)期間、時期 ヶ月間
イ. 寡婦になる以前 ロ. 寡婦になってから

問1の②でイ.と答えた方のみお答え下さい。

問2. 公共職業訓練についてどのようにして知りましたか。

- (1) 公共職業安定所の窓口で (2) 広報紙、リーフレット等 (3) その他(具体的に)

問3から問4の①)~③)までは、問1の③)でロ.と答えた方及び募集になることを予測して取得した方のみお答え下さい。

問3. 取得した主な理由は何ですか。

- (1) 安定した職業につきたいため (4) 訓練手当をもらいながら技能を身につけられるから
(2) 無技能・無資格では就職した場合低収入だから (5) 希望する就職先がないので
(3) 今後、長期勤続くつもりだから (6) その他(具体的に)

問4. 技能・資格を取得する間、様々な御苦労があったと思いますが

- (1) どのようにして家計を維持されましたか。
イ. 訓練手当 ロ. 実家からの仕送り
ロ. 預貯金の引出し ハ. 不動産収入
ハ. 内職等の副収入 ト. その他(具体的に)
ニ. 家族の勤労収入
- (2) (学令前の子供がいた方について)おさんの保育についてはどうなされましたか。
イ. 保育所・幼稚園に預けた ハ. 二重保育をした
ロ. 家族・他家に預けた ニ. その他(具体的に)
[その理由]
(イ) 保育所に入所希望したが預かってもらえなかったから
(ロ) 保育所に入所を希望しなかった

以下全員お答え下さい。

イ、技能・資格を活かした仕事につけた。	ホ、技能・資格を身につけたが、就職口がなく、技能・資格に関連のよい仕事についている。
ロ、比較的高収入の仕事につけた。	
ハ、定時勤務の仕事につけた。	ヘ、技能・資格を身につけたことによって、労働条件のよい仕事につけたと思えない。
ニ、正社員として採用された。	ト、その他(具体的に)

イ。訓練期間中は人だだったが、今になってみるとよかったと思う。

ロ。苦勞したわりには技能が身につかず、積極的によかったとは思えない。

ハ。その他(具体的に)

イ、取得しようとする。

(四) 施設

(二) 時間帶

(六) 特に難しいと思うこと

e. 子の親

□、取得しよと思わない。

※ 第 1 欄に記入した内容が、本欄に記入した内容と異なる場合は、本欄に記入してください。

主婦になった当時就業していましたか。

1. 就業していた —

2 就業していなかった—

	仕事の内容	従業上の地位	就業期間	転職の理由
1 (1)当時		イ、雇用労働者 ロ、その他	年 月～ 年 月	イ、解雇 ロ、自己都合 ハ、家業不振 ニ、その他 (イ) 労働条件 (ロ) 家族・本人の病気等 (ハ) その他
2 (2)		イ、雇用労働者 ロ、その他	年 月～ 年 月	イ、解雇 ロ、自己都合 ハ、家業不振 ニ、その他 (イ) 労働条件 (ロ) 家族・本人の病気等 (ハ) その他
(3)		イ、雇用労働者 ロ、その他	年 月～ 年 月	イ、解雇 ロ、自己都合 ハ、家業不振 ニ、その他 (イ) 労働条件 (ロ) 家族・本人の病気等 (ハ) その他
(4)		イ、雇用労働者 ロ、その他	年 月～ 年 月	イ、解雇 ロ、自己都合 ハ、家業不振 ニ、その他 (イ) 労働条件 (ロ) 家族・本人の病気等 (ハ) その他
(5)		イ、雇用労働者 ロ、その他	年 月～ 年 月	イ、解雇 ロ、自己都合 ハ、家業不振 ニ、その他 (イ) 労働条件 (ロ) 家族・本人の病気等 (ハ) その他
(6)		イ、雇用労働者 ロ、その他	年 月～ 年 月	イ、解雇 ロ、自己都合 ハ、家業不振 ニ、その他 (イ) 労働条件 (ロ) 家族・本人の病気等 (ハ) その他

N その他御意見があればお聞かせ下さい。

V 調査後所見